

宮中賢所における祭祀の草創期について

橋本富太郎

目次

- 一 神宮と賢所の関係
 - (一) 二種の神鏡
 - (二) 神勅と神鏡
- 二 賢所の奉祀
 - (一) 別殿奉安
 - (二) 宇多天皇と賢所
- 三 内侍所
 - (一) 溫明殿
 - (二) 職員
- 四 天皇親祭
 - (一) 神事第一
 - (二) 律令と天皇祭祀
 - (三) 御拝

一 神宮と賢所の関係

(一) 二種の神鏡

伊勢の神宮ならびに宮中の賢所に祀られている神体は、両者ともに神鏡である。

これらの神体に関して論を進めるにあたり、まずは古典に記された記録を確認しておきたい。『日本書紀』等から、関係する箇所を抽出していくこととする。

第一に、神体となつたとされる八咫鏡が登場する場面である。天照大神が岩戸に籠られた際に、八百万の神々が天照大神の出現を願つて用意したものの中に、八咫鏡がみえる。

于時、八十万神、会於天安河辺、計其可^レ禱之方。故思兼神、深謀遠慮、遂聚一常世之長鳴鳥、使互長鳴。亦以手力雄神、立磐戸之側、而中臣連遠祖天兒屋命、忌部遠祖太玉命、掘天香具山之五百箇真坂樹、而上枝懸八尺瓊五百箇御統、中枝懸八咫鏡。^(割注略)下枝懸青和幣。^(割注略)白和幣、相与致其祈禱焉。又猿女君遠祖天細女命、則手持茅纏之猶、立於天石窟戸之前、巧作俳優。亦以三天香具山之真坂樹為^レ蠻、以^レ蘿。^(割注略)為手纏。^(割注略)而火焚燒、覆槽置。^(割注略)頭神明之漫談。^(割注略)是時、天照大神、聞之而曰、吾比閉居石窟、謂當豐葦原中國、必為長夜。云何天細女命嘵⁽¹⁾樂如此者乎、乃以御手、細開磐戸、窺之。時手力雄神、則奉^レ承天照大神之手、引而奉出。⁽¹⁾

次に、天照大神が八咫鏡を八坂瓊杵尊・草薙劍と合わせて、三種の神器として瓊瓈杵尊に授ける場面である。

天照大神、乃賜^二天津彦彦火瓊瓈杵尊、八坂瓊杵玉及八咫鏡・草薙劍、三種寶物⁽²⁾。

つづいて、第十代崇神天皇が天照大神を宮外に祭らせる。

五年、国内多疾疫、民有死亡者、且大半矣。

六年、百姓流離。或有^レ背叛。其勢難以^レ德治之。是以、晨興夕惕、請^レ罪神祇。先^レ是、天照大神・倭大国魂二神、並^レ祭於天皇大殿之内。然畏^ニ其神勢、共住不^レ安。故以^ニ天照大神、託^ニ豊鍬入姫命^レ祭^ニ於倭笠縫邑。仍立^ニ磯堅城神籠。^(割注略)亦以^ニ日本大国魂神、託^ニ渟名城入姫命^レ祭。然渟名城入姫命、髪落体瘦而不^レ能^レ祭。⁽³⁾

『古語拾遺』にも崇神天皇の条に同様のいきさつが記されているが、『日本書紀』には見られない特有の記述がある。

至于磯城瑞垣朝。漸畏^ニ神威。同^レ殿不^レ安。故更令下斎部氏率^ニ石凝姥神裔。天日一箇神裔^ニ氏。更鑄^レ鏡

造^レ劍。以為^ニ護身御璽。是今践祚之日所^レ獻神璽鏡劍也。仍就^ニ於倭笠縫邑⁽⁴⁾。殊立^ニ磯城神籠^ニ奉^レ遷^ニ天照大神及草薙劍。令^ニ皇女豐鍬入姫命奉^レ斎焉。

この後には倭姫命によつて笠縫邑から祭場が再び移され、伊勢の神宮が成立する経緯が記されているわけだが、神宮成立の史実と『日本書紀』等の記述とが、どの程度整合性があるかについては軽々に断つることができるないのでこの場では立ち入らないこととする。

ここでは神宮と賢所との関係を中心を見ていくたい。

崇神天皇の御代、天照大神親授の神鏡が皇居外に移された際、『古語拾遺』によると、神鏡の分身として、もう一つの神鏡が改めて铸造され、それが賢所に奉安されることとなつた。そしてオリジナルの方の神鏡が伊勢に祀られたということである。

こうして宮中に留め置かれた賢所の神鏡は、順徳天皇が『禁秘抄』の中で示すように、次のようない位置づけとなる。

自^ニ神代^一為^ニ神鏡^一如^ニ神宮^一奉^レ仰為^ニ伊勢御代官^一被^ニ留置^ニ也。神事次第同^ニ伊勢⁽⁵⁾。

賢所の神鏡は「伊勢の御代官」であり、その「神事の次第は伊勢に同じ」だとし、神宮と賢所が一体不離であることを説いておられる。

『禁秘抄』による、の賢所の位置づけは、その後も歴代に受け継がれており、嚴然たる事実として疑いの

余地はない。

しかし、神宮と賢所に分かれた初期の段階に關しては、早くから疑問が投げかけられているのでそのことにも触れておきたい。

第一に、神鏡更鑄についてである。

神鏡更鑄の記事は、『古事記』『日本書紀』には一切見られず、『古語拾遺』のみに記されている。『古語拾遺』は、『記』『紀』のように公の手によつて作られた書物でなく、斎部広成による上表文であり、しかも、記述の態度は自家の地位を上げようとする意図によつて一貫している。

この点を指摘した宮地直一氏は、「『古語拾遺』そのものの内的価値」に疑問を持ち、記事の内容については慎重に検討すべきとした。⁽⁶⁾つまり、崇神朝における神鏡の铸造が、高めるべき自家の職掌にかかわることとして描かれている点で、その受けとり方には慎重を要するということである。

また、神鏡の模造説に対して次のように考察し、神宮と賢所の根源的同一性を否定する意見がある。

『古語拾遺』にある、八咫神鏡と同形のものを崇神朝に宮中で造作し、これに模作の劍を加えて、神璽の劍鏡としたという記事は、もともと別物であった二種の鏡（宮廷と伊勢との）を同一視し、説話的に結びつけた推源説話にすぎない。

これは傾聴すべき見方ではあるが、根拠となる史料が不足しており、断言できるほどの確証は得られない。本当に模造として铸造されたのか、それとも推源説話なのかは現段階では判断しがたいところである。

やはり宮地氏のいうように慎重に検討しつつも、ほかに否定する材料のないかぎり『古語拾遺』に従つておくのが妥当であろう。

それに、『古語拾遺』に記されていることが『記』『紀』には見られないという理由で、『古語拾遺』の信憑性を疑うのももつともあるが、逆に『記』『紀』から漏れてしまつた重要な事項を『古語拾遺』が拾つているという見方もできるわけであり、そういう意味では『古語拾遺』の史料的価値を評価すべきである。

以上のことから、上代において神鏡が伊勢に移り宮中に模造されたということを前提に、宮中の賢所が「神事の次第は伊勢に同じ」という扱いとなり、賢所において祭祀が行われるようになつた経緯を考察する。

(二) 神勅と神鏡

モラロジー研究

神鏡が宮中の外へ移されて神宮が成立したことに関して、もう一つ疑問の残る点がある。それは、天皇として遵守すべきはずの、皇祖から下された神勅のひとつ、いわゆる「同床共殿の神勅」の扱いについてである。

是時、天照大神、手持^一宝鏡^二、授^三天忍穗耳尊^四、而祝之曰、吾兒、視^五此宝鏡^六、當^七猶^八視^九吾。可^十三与同^{十一}床共^{十二}殿、以為^{十三}斎鏡^{十四}。

床を同じくし、殿を共にするようにとして、常に側にあることを指示している。

崇神天皇が「共住不安」によつて神鏡を皇居外に移し、垂仁天皇の御代にはよりすぐれた土地が求められ

て伊勢に至つたことであるが、そうすることによってこの「同床共殿の神勅」を破約することになるのではないか。

この問題に対応しているのが、『古語拾遺』に記された更鋤の鏡と、それが神宮の代わりの宮であるという解釈なのである。

さらに神宮と賢所はそれぞれに異なる条件をもつてゐるといふことができる。「同床共殿の神勅」のほかに、『古事記』に記された次の神勅をみてみよう。

此之鏡者、專為^一我御魂^二而、如^三挙^四吾前^五。伊都岐奉⁽⁹⁾。

神鏡を天照大神の御魂として「いつきまつれ」としている。

この神勅に随つて伊勢に神宮を創建し、さきの「同床共殿の神勅」には宮中賢所の神鏡を充てるといふのである。

八束清貫氏がいうように、「御本宮で『我が御魂として吾が前を挙ぐがこと、いつきまつれ』との神意が、御代宮で『与に床を同じくし、御殿を共にして斎鏡となすべし』との神意が正しく受継がれていると申すべきである」という見方がなされるようになつた。

さらに、伊勢の神宮と宮中の賢所が二箇所に別れて祀られていることに関して、いくつか先学の意義づけがある。

明治から昭和にかけて賢所に奉仕する掌典職をつとめた星野輝興氏は、神徳の内容という観点から、「親

眎の対象たるべき神徳」と「畏敬の対象たるべき神徳」との二種に別け、「前者は更铸となつて同床共殿の神勅奉戴の歎慮を果させられて後の賢所の基礎を固め、後者は別殿となり、神籬奉斎となり、嚴に天照大御神とならせられて共住不安の大御心に副ひ奉り、次の御代の神宮鎮座の素因をなしした」という説明をしておられる。

星野氏はさらに、祭祀の方法として、「同床共殿のお祭り方は、どこまでも人間的御生活をせられる神様、祖先神としてお祭り申上げるのであります、神籬——ひもろぎのお祭り方は、人間的生活をなさらない神、純然たる神明としてお祭り申上げる」⁽¹²⁾という区分けを用いられた。

また、岡田精司氏は、伊勢と宮廷との環境の違いに着目し、「日常生活と政治の空間であり、汚穢のおそれの多い宮廷と、常に清浄さを保つことのできる聖なる祭場としての神宮とを、区別する必要があつた」との推定をされている。天照大神の祭場は、清浄な空間に限られるというのである。

伊勢を祭場とし、神居が宮中から遠く離れてしまつたことに関連して、先述の宮地直一氏は賢所の奉祀のことを、「鏡そのものを靈の表徴として呪物視する古代の風習によつて帝室本来の祖先神觀を具現化したものが」であるとし、⁽¹³⁾「伊勢のやうな遠隔の場所でなく、近くに祖先神の神居を求めよつとする信仰心の必然的要請を直接の原因とする」との考察をしておられる。

以上、先学の論考をもとに、神鏡の伊勢鎮座と賢所の奉祀とにおける意義を考察してきた。

皇祖天照大神は鏡を神体として伊勢に鎮座し神宮となり、賢所の神鏡は神宮の分身として祀られることとなり、これらは同一視されるようになつた。その一方で、神宮と賢所はそれぞれに異なる意味合いをもち、異なる方法で祭られてきた。

神宮は「宝鏡奉賽」の神勅に対応し、畏れ謹んで祭る対象であり、賢所は「同床共殿」の神勅に対応して親しく近侍する対象となつたのである。

このよくな歴史に、天皇祭祀特有の祖先神觀をみるとことができよう。

二 賢所の奉祀

(一) 別殿奉安

神鏡を奉安する賢所は、もともと天皇の御座所と同殿であったのだが、後に温明殿と称する別殿に移され、内侍所とも呼ばれるようになつた。神鏡を別殿に移されるまでの状況を『江家次第』は左のように伝えている。

内侍所者神鏡也、本与⁽¹⁴⁾主上⁽¹⁵⁾御⁽¹⁶⁾同殿、故院被⁽¹⁷⁾仰⁽¹⁸⁾云、帝王冠巾子左右有⁽¹⁹⁾穴、是内侍所御⁽²⁰⁾同殿⁽²¹⁾之時、主上夜不⁽²²⁾能⁽²³⁾放⁽²⁴⁾冠給⁽²⁵⁾御眠之時御冠屢落、仍以⁽²⁶⁾挿頭華⁽²⁷⁾自⁽²⁸⁾巾子穴⁽²⁹⁾通⁽³⁰⁾御醫⁽³¹⁾也、垂仁天皇世始御⁽³²⁾別殿⁽³³⁾、

神鏡が同殿にあつたころ、主上（天皇）は常に身を正しておらねばならず、夜寝るときも冠を外すことすらできなかつた様子がうかがえる。

『江家次第』では、神鏡を別殿に移した時期を、垂仁天皇の御代などしている。『江家次第』のほかには、

次に、『日本後紀』大同元年三月一七日、桓武天皇から平城天皇への代替わりに関する記事を見てみると、「璽并劍橫奉」⁽²²⁾となつており、注目される。

以前の神器相承は「鏡」と「剣」であつたはずなのだが、ここでは「璽」と「剣」を相承することとなつてゐる。この頃には、神鏡は動座しないといふことになつていてものと思われる。別殿に奉安されていた可能性が高いといえるのではないだろうか。

(1) 宇多天皇と質所

ここで神鏡の温明殿奉安と宇多天皇とのかかわりについて考えてみたい。

前述のように、『撰集抄』には、神鏡が「宇多のみかどの御時より、温明殿にいらせ給へける」とあり、時期をはつきりと明示していることから、宇多天皇の御代が何らかの画期であつたことをうかがわせる。そこでまず、神鏡の温明殿奉安は宇多天皇の御代であると結論づけておられる角田文衛氏の考証から見ていきたい。

『禁秘抄』⁽¹⁶⁾にも同様の記述があるが、やはり別殿奉安の時期は垂仁天皇の御代となつてゐる。一方、『撰集抄』には、「宇多の御門の御時より温明殿に入せ給へりけり」と記されており、後述する宇多天皇の事跡から考えてみると、別殿奉安を宇多天皇の御代とするのは妥当な見方だといふことができ、その可能性は高いようだ。しかし、実際のところ時期についてははつきりしておらず断定することはできない。

では、別殿奉安の記録上の初見はどうと、『本朝世紀』朱雀天皇天慶元年（九二八）、温明殿修理に関する条「内侍司避温明殿遷後涼殿」⁽¹⁸⁾である。このことから、遅くとも朱雀天皇の御代には、常御殿から温明殿に移されていたことがわかる。

温明殿は『禁秘抄』に「上古多以温明殿為局」とあるように、もともと女官の局であつたという。問題はそこにつから神鏡が奉安されるようになつたかだが、はつきりしないながらも史料によつてある程度の推測はできそうである。

『神祇令』から順に追つてみたい。

凡践祚之日。中臣奏天神之寿詞。忌部上神璽之鏡劍。⁽²⁰⁾

践祚の日に、忌部氏が鏡剣を奉つてゐる。このころは、践祚のときには神鏡も奉安場所から持ち出していくことになつていていたわけである。

ところが、次の『北山抄』の記録を見ると、天長年間以来、忌部氏が鏡剣を奉ることが行わなくなつてゐることがわかる。その理由として、重宝であるからみだりに持ち出すべきではないという考え方があつてゐる。

る。

角田氏は、まず清和天皇の治世には、温明殿は女御の曹司に充てられていたことを指摘し、まだ内侍所にはなっていないとする。一方、朱雀天皇の天慶元年には、神鏡が既に温明殿に置かれていたことを確認された。そして、内侍所を移置するというような新企図は、万事につけて退要であつた朱雀朝に行われたとは考えられず、陽成天皇は年少である上に基經との政治的緊張が存し、実行の可能性は低いと考え、光孝天皇に関する基經への遠慮と、老齢であつたこと、また清涼殿を改造する必要も無かつたであろうことなどを考慮し、内侍所の温明殿への移置は、宇多天皇が醍醐天皇の御代であつたことを根拠づけられた。さらに建物の使用法などを考察した結果、最終的に宇多天皇であることを解明されたのである。

そして、「師光年中行事」の正月一日条「内侍所御供事。余月亦同。寛平年中始之。⁽²³⁾」を引き、毎月一日になされるこの御供は、内侍所を常御殿より遠ざけ、温明殿に移した代わりに案出された祭儀であろうと推測されている。⁽²⁴⁾

また、角田氏は別の著書において、常御殿から内侍所を移した理由を、「宇多天皇は神器と同殿では懼れ多い」とし——実際は、窮屈であるとされ——⁽²⁵⁾、賢所を温明殿に移されたようだとしておられる。

角田氏の論考をうけ、ここで宇多天皇が行われた神事について検討してみたい。

宇多天皇は画期的な神事を次々と創始された。そのことが神宮と賢所との一体視を醸成し、賢所奉祀に直接的に影響したという点は、既に先学が指摘しているところである。⁽²⁶⁾

宇多天皇によって開かれたと考えられる神事を挙げると以下のようになる。

① 每朝御拝（仁和四年（八八八）十月）

② 大神宝使（仁和四年（八八八）十一月）

③ 賀茂臨時祭（仁和四年（八八八）十一月 実施は翌年）

④ 元旦四方拝（寛平二年（八九〇）一月）

以上の神事創始からもわかるように、宇多天皇は敬神の念が大変に深いお方であった。臣籍から上つて天皇となつた宇多天皇にとって、「ただ一つ頼むところは神祇のみであつた」⁽²⁷⁾ というほどの見方もある。

角田氏のいうように内侍所の移置が宇多天皇によってなされたと見るのであれば、移置の動機・目的には天皇の敬神思想が少なからず関係しているというべきではないだろうか。

つまり、同殿を懼れ多いと考えられるのももつとものことであるが、そのような消極的な発想ばかりでなく、敬い尊ぶという意識を重視すべきだということである。場所を移したのであれば、より丁重な奉祀をするためという動機があつていいようと思う。

毎朝御拝を例にあげると、神宮と同様に遙拝の対象として賢所を見る場合、あまり近すぎず別殿に奉安していた方が趣旨にも沿うものと思われる。さきに示した寛平年中に始まつたという月朔の御供も、より積極的な敬神感に動機づけられているのではないだろうか。

なお、ここまで來ても神鏡が温明殿に奉遷された時期は、まだはつきりしたというわけではない。

角田氏は、温明殿が女房の曹司に充てられていた頃は、まだ神鏡の奉安所になつていないとみておられるようであるが、女房の曹司でありつつ、神鏡の奉安所にもなつてゐるといふことがありうるからである。⁽²⁸⁾

しかし、宇多天皇以前は「大内裏に於ける数多い宮殿の一部を構成し、近代の内侍所の如く、神居といふ

九間三面、七間四面、九間四面など、間取りは一走しないが、檜皮葺であり、綾綺殿の東にあつたことはわかる。『江家次第』に、「温明殿南第二間神座前、立廻太宋御屏風四帖、其内敷小蓮一枚・高麗半帖一枚、為御拝座」⁽³⁵⁾とあることから、温明殿の南の間を神座としていたようである。

平安時代の中期以降、内裏焼亡の際など、一時に過ぐされる皇居を里内裏と称し、その都度定められた。賢所も共に移動し、適宜の殿舎を充てられている。

後一条天皇が上東門院に移られたのにもなつて文殿に奉安されたのをはじめ、賢所の所在は様々であつて一定していない。

べき性質のものでなかつた」⁽²⁹⁾ことは確かである。

はじめて温明殿に奉安されたにせよ、そうでなかつたにせよ、宇多天皇の御世は、天皇の改革が契機となつて、單なる奉安場所から祭場に変わつた画期的な時期であったということができよう。

三 内侍所

(一) 温明殿

温明殿に冠された「温明」という語の出典は、中国の古典『漢書』である。『漢書』には次のように記されている。

東園温明服虔曰東園處此器形如方漆桶開一面漆画之以鏡置其中以懸屍上大斂并蓋之師古曰東園署名也屬少府其署主作此器⁽³¹⁾也

この注によると、「温明」とは葬送のときに用いる器であるようだ。その中に鏡を置くとあることからして、この「温明」という言葉を殿名とした時点で、すでに鏡を収めるところだということを意識していたことが予測される。このことは、宮地直一氏によつても「温明」二字の出典により、御鏡の奉安を主たる用途とした」という指摘を受けている。

となると、やはり前章で述べたように、別殿奉安は宇多天皇の御代より前にさかのぼりそつである。

では実際に温明殿とはどのような殿舎があつたのだろうか。

『拾芥抄』によると、「温明殿綾綺殿東、九間三面」⁽³³⁾となつてゐる。さらに『大内裏図考証』には次のようにある。

拾芥抄図曰、九間三面所謂三面、除南庭、敷政門廊、説也、○又曰、温明殿綾綺殿東、七間四面、○又曰、子午建之、○又曰、内侍所、云温明殿、南殿東簾中抄、同上、○年中行事画、内宴図、温明殿、檜皮屋○延喜雜式曰、凡乘輦車、出入内裏者、妃限曹司、夫人、及内親王、限温明後涼殿後○西宮記四方持、曰、康保二年、正月一日上略香炉火七火七二字、式本、作奮字、具納温明殿○夕拝備急至要鈔内侍所御神樂、曰、仮庇、并仮橋修理職、○有職抄曰、温明殿、別殿ト云、九間四面、綾綺殿ノ東ニアリ、内侍所、此所ニマシマス也按一本、有作七間四面者、蓋除南北土廂、数之也、⁽³⁴⁾

(二) 職員

賢所奉仕の職員は、一貫して女官であった。

その根拠として、古くは『古語拾遺』に記された天石窟の段で、天照大神が石窟から出られた際に、「令三⁽³⁷⁾大宮⁽³⁸⁾壳神侍⁽³⁹⁾於御前」ことや、『江家次第』に、「故院被^レ仰云、内侍所神鏡、昔飛出欲^レ上^レ天、女官懸^ニ唐衣^一奉^ニ引留^一、依^ニ此縁^ニ女官所^レ奉^ニ守護⁽⁴⁰⁾也」とあることなどが挙げられることがあったが、伝承の域内であり、明確な根拠とはなしがたい。

ここでは史料をもとに賢所と女官の関係を徐々にみていくこととする。

① 令制における職員

後宮職員令は、内侍司をはじめ、藏司・書司・薬司・兵司・閑司・殿司・掃司・水司・膳司・酒司・縫司、以上の十二女司の定員、職掌などを定めている。

この中で神璽のことは、「尚藏一人。掌。神璽。閑契。供御衣服。巾櫛。服飴。及珍宝。綵帛。賞賜之事。典藏二人。掌同⁽³⁹⁾尚藏⁽⁴¹⁾」という規定の中に見えるように、藏司が掌ることになっていた。神璽は神体というよりも宝物という扱いを受けていたことが他の重要物品と併記していることからわかる。筆頭に挙げていることから、その中で最も重要なことは確かであろう。

この条文は、『令集解』に「尚藏一人。掌^ニ神璽。古記云。神璽。謂践祚之日。忌部上^ニ神璽之鏡劍⁽⁴⁰⁾也」と註が付されていることによると、温明殿に奉安されて皇位継承に際して奉られることのなくなる以前ことだという

ことがわかる。

② 内侍司

ところが、平安時代中期になると、神璽の取扱い部署が藏司から内侍司へと移る。宇多天皇の寛平御記に、仁和三年八月二十六日、光孝天皇が崩御し、宇多天皇が践祚されたとき、「即尚侍藤原淑子賜璽管及御劍⁽⁴¹⁾となつてゐるのである。

尚侍が劍璽を上ると記されていることからすると、この頃には神璽は内侍司が奉仕するところとなつたと思われる。

内侍司は、後宮職員令によると、職員の構成は、尚侍二人、典侍四人、掌侍四人、女嬬百人であり、尚侍の職掌は天皇に常侍し、奏請・宣伝を行うことである。⁽⁴²⁾これは男官でいうところの侍従にあたる。

内侍司は後宮職員令の表記上は十二女司の筆頭に位置しているが、位階による位置づけはそうではなく、最上位は藏司であり、それに膳司・縫司が続いて、内侍司はその次に置かれていた。

しかし、天皇に常侍し、奏請宣伝する内侍司の重要性は時代とともに増大し、大同二年（八〇七）十二月十五日の太政官奏によると、その地位が藏司を凌駕するほどになつてゐる。

太政官謹奏

擬^ニ定位階^ニ事
内侍司

尚侍二人

右件祿令准^二従五位。令准^一従二位官。

典侍四人

右件祿令准^一従六位。令准^一従四位官。

掌侍四人

右件祿令准^一従七位。令准^一従五位官。

右謹檢^一令條^二尚侍者供^二奉常侍奏請宣伝^一。典侍者若無^二尚侍^一代掌^二宣伝^一。掌侍者雖^レ不^レ得^一奏請^二。而臨時処分得^レ預^二宣伝^一。由^レ茲准量^一。所^レ務是重^一。而准位猶卑^一。祿賜欠少^一。伏望^一昇^一進爵級^一。品秩相當^一。臣等商量所^レ定如^レ前^一。謹錄^一事狀^二伏聽^一天裁^一。謹以申聞謹奏^一。聞^一。

大同二年十二月十五日⁽⁴³⁾

この破格の昇進は、当時の尚侍藤原藥子の専横によつてもたらされた一時的現象であつたと見え、その後尚侍の従三位を除いて典侍、掌侍ともに位階を下げ、従五位相当に落ち着いた。⁽⁴⁴⁾

しかし、内侍司の勢力増進は続き、ついには十二司の最上位に登りつめ、他の司を圧倒するに至る。また、従来の十二司それぞれによる整然とした分掌よりも全体としての効率的な運用が重視され、十二司は整理統合が進んだ。兵司、水司、閏司等が宇多天皇の御宇に廃止されている。⁽⁴⁵⁾

そして、延喜天暦時代になると後宮十二司はいよいよ解体され、ついには内侍司をのぞく十一司は類似する職掌の男官に併合され廃絶した。⁽⁴⁶⁾

もともと天皇と神璽は同殿であつたため、神璽を奉護する尚蔵・典蔵と、天皇に常侍する尚侍・典侍とは職掌が重複した。このような事情もあり、古く奈良時代から尚蔵が尚侍を兼任することがあり、またその逆もあつた。次の史料は女官の死亡記事であるが、両者を兼任していたことが記されている。

『続日本紀』

「天平宝字六年六月庚午、尚蔵兼尚侍正三位藤原朝臣宇比良古薨。贈太政大臣房前之女也」⁽⁴⁷⁾

「己巳、尚侍兼尚蔵正三位大野朝臣仲千薨。従三位東人女也」⁽⁴⁸⁾

そして尚蔵と尚侍の職掌は融合していき、尚蔵という役職は消滅した。

温明殿における賢所奉仕も、本来は蔵司の職務だつたようであるが、大勢を占めていたのは内侍司の女官であつたため、内侍所と呼ばれるようになったのである。

四 天皇親祭

(一) 神事第一

順徳天皇によつて記された『禁秘抄』の冒頭には、「凡禁中作法。先神事。後他事。旦暮敬神之覩慮無^レ懈怠^一。白地以^レ神宮并内侍所方^一不^レ為^一御跡^一。」とある。天皇にとつてます第一に行うべきことは神事であるということが示されている。

『禁秘抄』が書かれておよそ四百年の後、後水尾天皇がその著作『當時年中行事』の中で、『禁秘抄』を引いて「寔に末の龜鑑也」と称し、後代に伝えておられることからもわかるように、『禁秘抄』の「先神事」は歴代にわたって手本とされ、原則とされた伝統である。

八世紀に編纂された『古事記』『日本書紀』にもこの原則が読み取ることができる記述がある。蘇我石川万侶が孝徳天皇に奏上した「先以祭鎮神祇、然後應レ議政事」などがそれである。

この他にも祭祀の重要性を示唆する記述が多い。『古事記』には、まず天皇祭祀の前提として、皇祖天照大神から「此之鏡者、專為我御魂而、如レ拜吾前伊都岐奉」と、天孫瓊瓊杵尊が命ぜられている。皇御孫命たる後々の天皇は、これを引き継ぐ立場にあるといえよう。

『日本書紀』には、初代神武天皇は東征の際に諸神を祭り、即位の後にも自ら斎場を設けて皇祖天神に対する祭祀を行つたとある。⁽⁵³⁾

崇神天皇は、天照大神を豊鍬入姫命に託して倭の笠縫邑に祭り、垂仁天皇は「今当朕世、祭祀神祇、豈得レ有レ怠乎」と仰せになり、倭姫命に天照大神を祭る地を求めさせた。これが神宮の鎮座伝承であることにはいうまでもない。

仏教興隆期にあたる推古天皇の御世においても、「今当朕世、祭祀神祇、豈有レ怠乎」と、垂仁天皇のときと同様の詔勅を発せられ、臣下たちに祭祀を行わせたとある。⁽⁵⁴⁾

もちろん、『記』『紀』に記されたことがすべて史実というわけではない。しかしこれらの記述からは、『記』『紀』の編纂の背景に当時の天皇および宮中において、すでに神事重視の伝統があつたことを知ることができるよう。

(二) 律令と天皇祭祀

八世紀における天皇の祭祀に関して、興味深い指摘が井上亘氏によつてなされている。当時の天皇は、神今食・新嘗祭以外に神を祭ることはなく、天皇が拜礼を行うということはほとんどみられないということである。そして、「天皇が拜礼しない」という点は、天命をうけた天子として天神地祇を広く拜礼した中国の皇帝に比して、もつとも異なる特徴の一つであると考える」というのである。⁽⁵⁵⁾

確かに、その時代に著された『記』『紀』においても、神事あるいは拜礼の重要性はうかがえるのであるが、さきに挙げた例を見ても、自ら拜礼を行つている様子が想起されるのは神武天皇ぐらいで、それ以外は他人に祭らせるなどして、自らは拜礼を行つてはいないとみなすことができる。

では、八世紀当時ににおける天皇の神事・祭祀はどのようなものであったのだろうか。

西暦七五七年に施行された神祇令には、二月の祈年祭をはじめとして、年中十三種十九度の祭典が規定されており、神祇官によって掌握されていた。

国家の主導で盛んに神事が行われていることがわかるが、これらは外廷の祭祀であつて天皇のかわりは限られている。

一方、天皇が自ら行う内廷の祭祀、つまり親祭は、六月・十一月の月次祭と十一月の新嘗祭当日、それぞれの夜半に行われる神今食（月次祭のとき）と新嘗の共食儀礼である。天皇が直接かかわるという意味で

は、九月に行われる伊勢奉幣使発遣も親祭に含まれる。

国政を総括する最高機関たる太政官から神祇官を特立し、二官体制とした国政運用からは神事優先の理念が理解できるし、その神祇官が天皇の下にあって祭祀を行っているのであるから、これを天皇による祭祀であるといふことができる。

しかし、神祇官祭祀に対して天皇の関与がこれほど少なく、井上氏のいうように天皇による拝礼が行われることがないのはなぜなのだろうか。

このあたりの事情は、岡田莊司氏による次の論点によつて知ることができる。

律令制導入以前の大化改新前は、天皇と國家機構の位置は、公私未分化、内廷・外廷組織の未分化の状態であった。本来、天皇のもとに帰属していた内廷諸官司、及び天皇直轄の宮廷諸官司は律令官制の下では、すべて太政官管轄下に組み入れられ、天皇にかかる内廷機能は外廷へ移された。

祭祀についても、天皇直轄の親祭体制から祭祀機能の外廷化、即ち神官（のちの神祇官）の設置により、外廷官司の所管となり、天皇の祭祀権と敬神觀は自ずと制御された。⁵⁸⁾

神事優先を理念として掲げてはいるものの、国家体制確立のために唐から律令制を取り入れることに精力が傾けられ、その結果として天皇の祭祀権と敬神觀が抑えられるということになつていたのである。

律令制が形骸化していき弛緩するにともない、律令祭祀も衰えていく。岡田莊司氏は、その後の天皇祭祀の展開を次のように概括されている。

嵯峨朝の弘仁年間以降、神祇官主導から太政官主導へ移行し、内藏寮祭祀ともいべき天皇直轄の親祭体制が確立する。氏神祭祀の公祭化、十陵四墓など特定陵墓への祭祀——崇祖觀の顕現化——、名神祭奉幣、特定諸社奉幣、そして弘仁元年成立の祈年穀奉幣（畿内名神遣使）、天長元年成立の祈年穀のための伊勢一社と名神奉幣制の確立——のちの十六社奉幣の淵源となる——内廷化の象徴的場である建礼門前大祓の定例化など——、嵯峨朝から清和朝に至る九世紀中葉の時期は、新たな天皇直轄の祭祀体制の確立過程でもある。⁵⁹⁾

律令体制が崩れはじめ、神祇官による律令祭祀が衰えていくにともない、天皇自らが祭祀を行うという日本本来の姿が、新たに浮き彫りにされてきたのである。

賢所における祭祀の創始は、このような流れの中において見るべきである。

(三) 御拝

もともと、天皇による日常的な拝礼——御拝——は、史料を見るかぎり行わなかった。しかし、それがあるとき始められ、時代とともに内容を増し、盛んに行われるようになつていく。

御拝の初見は、「宇多天皇御記」仁和四年（八八八）十月十九日。毎朝御拝の創始である。

辰剋。我國者神國也。毎朝敬拝。四方大中小天神地祇敬拝之事。自今後一日無レ怠云々。⁶⁰⁾

また、同じく宇多天皇の手による『寛平御遺誠』には、「朕聞。未旦求レ衣之勤。毎日整レ服。盥漱拝レ神」⁽⁶¹⁾という一文がある。

『寛平御遺誠』は、次代の醍醐天皇のために宇多天皇が書き残されたものであるが、ここには毎朝御拝における天皇の敬虔な姿勢が伝えられている。

「今よりのち、一日も怠ること無からむ」とある『御記』の言葉の通り、宇多天皇は毎日統けられ、しかもそれが一代で終わることなく、千年以上にわたって代々の天皇に受け継がれていたことを考えると、この御拝の創始は実に特筆すべき画期的創業であるといえよう。⁽⁶²⁾

宇多天皇が毎朝御拝を始めたことの背景については、先学によつていくつか指摘されている。

宇多天皇は、臣籍から上つて天皇となられた歴史上唯一の人物である。そのような天皇には、周囲からの風当たりも当然強かつたであろうし、厳しい立場に置かれることも多かつたことと思われる。こうした状況の中では、神祇の加護こそがもつとも頼るべきものだと考えるのは自然なことであろう。⁽⁶³⁾

また、天皇の何たるかを一から体得する必要があつた宇多天皇は、天皇としてのあるべき姿を模索し、その結果、天皇の根幹を支える最も重要な勤め——祭祀——に回帰されたといえるのではないだろうか。

五 おわりに

かつて賢所の神鏡は「同床共殿の神勅」のまにまに、天皇の常御殿と同殿にあつた。

平安時代の中ごろ、律令制が弛緩すると相俟つて朝廷の祭祀が構造的に変化し、祭祀の内廷化が進んだ。天皇親祭体制の形成である。

このような状況下において、賢所と同殿にあることの畏れ多さ、また敬神觀の高まりから、賢所は天皇とは別殿に奉祀されるようになり、それとともになつて御供の献撤や御拝が起つた。

このことに決定的な役割を果たしたのは、毎朝御拝などを創始された宇多天皇の敬神思想とそれに基づく諸改革である。

以上、史料をもとに、賢所における祭祀の草創期を概括した。

これ以降、賢所に対する靈威觀はさらに高まつた。祈禱が行われるようになり、御神樂が創始され、世相の影響を受けながら祭祀は質・量ともに増大していくこととなる。⁽⁶⁵⁾
そのあたりの経緯については次の機会に検討したい。

注

一九六〇年、三六八頁。

(1) 日本古典文学大系「日本書紀 上」岩波書店、一九六七年、一一三頁。

(2) 同上、一四七頁。

(3) 同上、二三九頁。

(4) 群書類従第二十五輯「古語拾遺」続群書類従完成会、一九六〇年、八頁。

(5) 群書類従第二十六輯「禁秘抄」続群書類従完成会、八年、一二六頁。

(6) 宮地直一「内侍所神鏡考」「神道史学」第一号、一九四九年所収、二頁。

(7) 松前健「古代伝承と宮廷祭祀」培文房、一九七四年、一六二頁。

(8) 前掲「日本書紀 上」、一五三頁。

(9) 日本古典文学大系「古事記 祝詞」岩波書店、一九五八年、一二六頁。

- (10) 八束清貫「皇室祭祀百年史」「明治維新神道百年史」第一卷、神道文化会、一九六六年、所収、六五頁。
- (11) 星野輝興「日本の祭祀」国書刊行会、一九八七年、九年、三五五頁。
- (12) 同右、八八頁。
- (13) 岡田精司「古代祭祀の史的研究」塙書房、一九九二年、三五五頁。
- (14) 宮地前掲書、十頁。
- (15) 神道大系「江家次第」神道大系編纂会、一九九一年、五四七頁。
- (16) 「世始同レ殿御坐之間。主上朝夕不レ放」御本鳥。仍冠巾子融緒被レ結。御冠穴此故也。垂仁天皇御宇。始別「殿御」溫明殿」(前掲「禁秘抄」、三六八頁)
- (17) 笠間叢書「撰集抄」校本篇、笠間書院、一九七九年、四六九頁。
- (18) 国史大系「本朝世紀」吉川弘文館、一九三六年、六頁。
- (19) 前掲「禁秘抄」、三六七頁。
- (20) 日本思想大系「律令」岩波書店、一九七六年、二一四頁。
- (21) 神道大系「北山抄」神道大系編纂会、一九九二年、三一五頁。
- (22) 国史大系「日本後紀」吉川弘文館、一九三四年、五四二頁。

- No. 55, 2005 76
- (23) 統群書類從第十輯上「師光年中行事」統群書類從完全成会、一九五八年、二三二頁。
- (24) 角田文衛「平安内裏における常御殿と上の御局」平安博物館研究紀要第二輯、一九七一年所収。
- (25) 同右「日本の後宮」學燈社、一九七三年、一六三頁。
- (26) 「この巽向の神宮挾が伊勢尊崇の氣運を醸成し、内侍所の神鏡と伊勢の御正体との一体視や、大嘗祭祭神としての天照大神の地位の確立を促したのではないか」(井上亘「日本古代の天皇と祭儀」吉川弘文館、一九九八年、二四六頁)
- (27) 岡田莊司「平安時代の國家と祭祀」統群書類從完全成会、一九九四年、一七八頁。
- (28) 宮地前掲書。須田春子「平安時代後宮及び女司の研究」千代田書房、一九八二年。
- (29) 宮地前掲書、九頁。
- (30) 帝国学士院「帝室制度史五」一九四二年、一六二頁。
- (31) 「前漢書」卷六十八、漢蘭台令史班固撰、唐正議大夫行秘書少監琅邪郡開國子顏師古注、霍光伝第三十八。
- (32) 宮地前掲書、八頁。
- (33) 故実叢書「拾芥抄」明治図書出版、一九五五年、三九一頁。
- (34) 故実叢書「大内裏図考証 第二」明治図書出版、一九三四年、二二二頁。

- (35) 前掲「江家次第」、五四八頁。
- (36) 「内侍所・奉迎賢・奉安文殿之内」(増補史料大成「左經記」臨川書店、一九六五年、七頁)
- (37) 前掲「古語拾遺」、三頁。
- (38) 前掲「律令」、五四七頁。
- (39) 前掲「江家次第」、一九八頁。
- (40) 国史大系「令集解 前篇」吉川弘文館、一九五九年、一七三頁。
- (41) 所功「三代御記逸文集成」国書刊行会、一九八一年、一九七頁。
- (42) 後宮職員令「尚侍二人。掌レ供奉常侍。奏請。宣伝。檢校女嬪。兼知内外命婦朝參。及禁内礼式之事。典侍四人。掌同尚侍。唯不得奏請。宣伝。若無尚侍二者。得奏請。宣伝。掌侍四人。掌同典侍。唯不得奏請。宣伝。女嬪一百人。」(前掲「律令」、一九八頁)
- (43) 国史大系「類聚三代格 前」吉川弘文館一九五九年、一二二頁。
- (44) 須田前掲書、一一九頁。
- (45) 角田前掲「日本の後宮」、一六六頁。
- (46) 同右。
- (47) 統日本古典文学大系「続日本紀三」岩波書店、一九九二年、四一〇頁。
- (48) 同右「続日本紀 五」岩波書店、一九九一年、一七四頁。
- (49) 前掲「禁秘抄」、三六七頁。
- (50) 新註皇學叢書第五卷「當時年中行事」、一九二二七年、五年、二七三頁。
- (51) 日本古典文学大系「日本書紀下」岩波書店、一九六五年、二七三頁。
- (52) 前掲「古事記 祝詞」、一二六頁。
- (53) 前掲「日本書紀 上」、二一五頁。
- (54) 同右、二六九頁。
- (55) 前掲「日本書紀 下」、一八九頁。
- (56) 井上前掲書、一二九頁。
- (57) 「諸陵司 正一人。掌下祭陵靈。謂十二月奉荷前幣。是也。」(国史大系「令義解」吉川弘文館、一九五九年、一頁)
- (58) 岡田莊司前掲書、一七二頁。
- (59) 同右、一七五頁。
- (60) 群書類從第六輯「年中行事秘抄」、統群書類從完全成会、一九六〇年、五七一頁。
- (61) 群書類從第二十七輯「寛平御遺誠」、統群書類從完全成会、一九六〇年、一三五頁。
- (62) 十三世紀、順徳天皇によつて記された「禁秘抄」には、毎朝御拝の次第が詳しく述べられている。

早旦供御湯。(中略) 次供御手水。次経朝餉。自清涼殿御帳北一著石灰壇。内侍兼數大床子円座於石灰壇南間中央。立廻四季御屏風。垂御簾。或不垂。典侍獻御笏。或不献。主上正御心着御。巽向。神宮内侍所已下御祈禱。寛平御記。社社多御祈禱之由有三所見。八幡賀茂等殊神也。(前掲「禁秘抄」、三七六頁)

終わりの方の割注に、「寛平御記云々」とあり、宇多天皇の御拝を参照していることがわかる。

(63) 岡田莊司前掲書。

(64) 井上前掲書。

(65) 別殿奉安の初見のところで引用した「本朝世紀」条文の割注に、内侍所の神鏡は、「自往古時号神明。在内侍司。相伝伊勢大神之分身也。触事毎祈禱。靈驗奇異云々」とあり、また「出レ從溫明殿。欲ニ運移一間。雨脚如レ注。往還難レ通。仍令下女官於肴辛櫻前祈禱雨可レ止之由。于レ時祈請有感。雨脚暫留。移畢之後。更又雷電。雨降如レ初。又欲ニ遷一件神明之由。折ニ女官堪レ事者一人。令ニ祈禱。藏人仰内藏寮。令ニ進ニ五色幣并祭物料壹貫文一也」とあるように、内侍所の神鏡に靈驗が認められ、神鏡に対する祈禱が行われていたことがわかる。(前掲「本朝世紀」、六頁)